

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市西淀川区役所 住民情報業務等委託 長期継続契約

2 契約の相手方

株式会社パソナ パソナ・大阪

3 随意契約理由

区役所住民情報業務は区役所窓口の顔であり、民間事業者への委託にあたっては、現行のサービスの品質を低下させることなく、前事業者から業務を移行させなくてはならない。そのため、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを確認するとともに、長期継続契約に耐えうる財政体力を有しているかを評価し、上位事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用し、請負業者の選定を行うこととした。

学識経験者の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社パソナ パソナ・大阪の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社パソナ パソナ・大阪と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西淀川区役所窓口サービス課（住民情報）
（電話番号 06-6478-9963）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀川区役所空調冷温水機等E S C O事業

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、市設建築物において、省エネルギー化によるエネルギー使用量削減と光熱水費削減を目的とした設備の改修計画案を公募し、最も優れた提案を行った事業者が改修工事を行うとともに、その削減効果を事業者自らが保証する事業である。

こうした省エネルギー化の技術や省エネルギー効果の判断については、専門的なノウハウが必要となるため、本業務の性質及び目的は競争入札に適さないものである。

よって、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが妥当であることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定するものである。

業者選定については、令和6年度に都市整備局が公募を行い、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、東芝エレベータ株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、東芝エレベータ株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西淀川区役所総務課（電話番号 06-6478-9625）